



(公社) 岩手県農業公社は

新規就農者を支援します!



● 機械・施設等導入の支援

助成額：70万円以内（助成率：2/3以内）



★ 機械・施設・種苗・資材購入費 家賃、加工・販売経費等

(対象) 認定新規就農者又は
就農5年以内の認定農業者
〔農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付
金を含む)の交付対象者を除く。ただし、一定
の要件を満たした者はその限りではない〕
〔申請時45歳未満の者、または一定の要件を
満たした45歳以上65歳未満の者〕

(新規就農者経営安定支援事業 H26~)

★ 中古の機械・施設等導入費 (トラクター、アタッチメント、ハウス等)

(対象) 認定新規就農者又は
就農5年以内の認定農業者
〔農業次世代人材投資資金(旧青年就農給
付金を含む)交付対象者など〕

(地域経営資源継承支援事業 H27~)

● 研修受入の支援

新規就農希望者を受け入れる経営体への助成

6ヶ月以上2年以内、最大2.5万円/月の助成



★ 農業次世代人材投資資金(旧青年 就農給付金を含む)(準備型)受給 研修生の受入

(対象) 農業農村指導士、青年農業士又は
同等の指導力のある個人・法人
〔岩手県等が開催する指導力向上研修を受講すること〕

(新規就農者研修体制強化事業 H27~)

★ 左記以外の研修生(65歳未満で就農 プランを作成する者)の受入

(対象) 新規就農者受入実践研修実施要領(岩
手県)に基づき岩手県に登録された経営体

(新規就農者研修支援事業 H26~)

詳細については、下記までお問い合わせください。

- 最寄りの広域振興局農政(林)部、農業改良普及センター、市町村農政担当課
- 公益社団法人 岩手県農業公社 就農支援部

岩手県農業公社 検索

(平成30年4月1日適用)

担い手育成基金助成事業の概要（抜粋）

1 新規就農者研修支援事業	
目的・内容	<p>(目的) 新規に独立・自営就農希望者の円滑な就農に向けた研修を促進するため、研修を希望する新規就農希望者（以下「実践研修生」という。）の受入経営体※に研修等に必要な経費を支援する。 <small>※受入経営体とは、各地で新規就農者の実践研修を受け入れている経営体で、岩手県が「新規就農者受入実践研修実施要領（以下「県実施要領」という。）」第2の規定で登録、認定している農業経営体。</small></p> <p>(内容) 受入経営体での実践研修生の指導に係る経費（6ヶ月以上2年以内）の助成</p>
助成額	1.5千円/日人（実践研修生1名あたり最大2.5万円/月以内）
対象者	<p>(1) 実践研修生の受入経営体で、次の要件を全て満たしている者 ア 農業次世代人材投資資金（準備型）を受給する研修生の研修先及び「農の雇用事業」の実施経営体を除く。 イ 実践研修生に対して6ヶ月以上2年以内の研修を行うこと。 (2) 実践研修生は、次の要件を全て満たしていること。 ア 研修開始時の年齢が65歳未満である者。ただし、45歳以上65歳未満の者は、青年等就農計画を作成することができる者等であること。 イ 原則、県内への就農が見込まれる者。 ウ 事業対象（受入経営体）で6ヶ月以上2年以内の研修を行うこと。 エ 就農プランが作成されている者。 オ 受入経営体が親族（三親等以内）でないこと。</p>
2 新規就農者研修体制強化事業	
目的・内容	<p>(目的) 農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受ける新規就農希望者（以下「受給研修生」という。）の就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体（以下「受入経営体」という。）に研修等に必要な経費を支援する。</p> <p>(内容) 受入経営体での受給研修生の指導に係る経費（6ヶ月以上2年以内）の助成</p>
助成額	1.5千円/日人（受給研修生1名あたり最大2.5万円/月以内）
対象者	<p>(1) 受給研修生の受入経営体で、次の要件を全て満たしている者 ア 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた研修を行うこと。 イ 受給研修生は、原則、県内への就農が見込まれる者。 ウ 農業農村指導士、青年農業士（認定期間満了者含む）又は地方協議会が上記と同等の指導力があると認める個人（生産部会等の役員等であること。かつ、農業所得がおおむね250万円以上確保されている者（ただし、沿岸広振興局及び県北広域振域興局の久慈地域には適用しない）若しくは、法人（研修指導体制が確保されていること） エ 受給研修生に対して6ヶ月以上2年以内の研修を行うこと。 オ 岩手県又は地方協議会（構成員を含む）が開催する指導力向上研修を受講すること。</p>
3 新規就農者経営安定支援事業	
目的・内容	<p>(目的) 新規就農者等の営農の早期定着化を図るため、就農開始時等における農地の確保、農業機械・施設の導入等に必要な経費を支援する。</p> <p>(内容) 助成は1人1回限りとし、青年等就農計画等の実施に必要な経費のうち、次の事業メニューから自由に選択、組み合わせることができる。 <small>〈事業メニュー〉</small> ①家賃 ②国内先進農家研修費 ③農地の賃料 ④農地の簡易な整備費 ⑤機械・施設の整備費 ⑥機械・施設のリース料 ⑦機械・施設の修理費 ⑧種苗等生産資材の購入費 ⑨加工・販売に要する経費 ⑩税理士等経営の専門家への相談に要する経費</p>
助成額	700千円以内/人（2/3以内）
対象者	<p>(1) 認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たすこと。 ア 申請時の年齢が65歳未満である者。 イ 事業メニュー①から⑨については、過去に新規就農条件整備事業又は農業次世代人材投資資金（準備型・経営開始型）の交付を受けた者、又は現在交付を受けている者を除く。ただし、事業年度に農地中間管理事業を活用して農地を借受する場合はこの限りでは無い。 ウ 一定額以上（購入金額が10万円以上）の機械、施設等を導入する場合は、青年等就農計画等に位置づけられていること。 エ 事業実施年度及び事業終了後3年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し提出すること。</p>
4 地域経営資源継承支援事業	
目的・内容	<p>(目的) 地域全体のサポートのもと、地域に賦存する経営資源を継承することにより、新規就農者の初期投資の負担軽減と営農の早期定着化を図る。</p> <p>(内容) 中古の機械・施設等地域の経営資源の移設、修理（部品代を含む）及び取得経費を助成する。ただし、中古ハウスについては取得経費は除く。</p> <p>※1 助成対象とする機械・施設はトラクター、各種アタッチメント、暖房機、ハウス、果樹の支柱、電気牧柵、ミルカー等で、対象者欄のイに記載されていること、又は記載されることが確実なものであること。軽トラックなど汎用性の高い機械は対象としない。 ※2 中古ハウスの移設（解体、運搬、設置）に係わる工種全て又は一部の作業委託の経費を助成する。助成額は1a当たり200千円を上限とする。移設設置するハウスの床面積は1a以上とする。 ※3 事業採択については、新規要望者を優先とする。 ※4 助成回数は、1人2回（1年1回）</p>
助成額	700千円以内/年人（2/3以内）
対象者	<p>(1) 認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たしていること。 ア 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた取組であること。 イ 青年等就農計画等に記載されている、又は記載されることが確実な事業内容であること。 ウ 農業次世代人材投資資金（準備型・経営開始型）の交付を受けた者又は現在交付を受けている者。ただし、事業年度に農地中間管理事業を活用して農地の借受をする場合はこの限りでは無い。 エ 事業実施年度及び事業終了後3年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し提出すること。</p>